

諮問庁：文部科学大臣

諮問日：平成28年2月8日（平成28年（行情）諮問第94号，同第107号，同第114号，同第115号，同第118号，同第120号及び同第122号ないし同第127号）

答申日：平成28年9月28日（平成28年度（行情）答申第337号ないし同第340号，同第343号，同第345号及び同第347号ないし同第352号）

事件名：課長が情報公開請求者に夜の0時にFAXを送ることを認めたことが分かる文書の不開示決定（不存在）に関する件

開示請求者との面談をしない理由が分かる文書の不開示決定（不存在）に関する件

平成26年度「行政文書開示請求書の補正について（依頼）」に係る決裁文書の不開示決定（不存在）に関する件

行政文書ファイル管理簿を提示しないことを課長が決裁したことが分かる文書の不開示決定（不存在）に関する件

平成27年度開示請求人との面談記録の不開示決定（不存在）に関する件

「特定課職員の肖像権の定義 それを根拠として開示請求人の面談記録作成を制限する発言をしたことを示す文書」の不開示決定（不存在）に関する件

「特定職員が作成した補正依頼文書（課長が決裁したことがわかる文書）」の不開示決定（不存在）に関する件

特定職員が写真撮影を拒否することができる根拠が分かる文書の不開示決定（不存在）に関する件

特定職員が課長に報告した開示請求人等の発言が分かる文書の不開示決定（不存在）に関する件

補正文書を夜の0時にFAXすることを課長に報告した文書の不開示決定（不存在）に関する件

FAXの送付記録（平成26年度）の不開示決定（不存在）に関する件

課長に特定の補正書の内容を説明した文書の不開示決定（不存在）に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別表の1欄に掲げる文書1ないし文書12（以下、併せて「本件対象文書」という。）につき、これを保有していないとして不開示とした各決定は、妥当である。

第2 異議申立人の主張の要旨

1 異議申立ての趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、文部科学大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が、別表の2欄に掲げる日付及び文書番号により行った各不開示決定（以下、順に「処分1」ないし「処分12」といい、併せて「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 異議申立ての理由

異議申立人が主張する異議申立ての理由は、異議申立書によると、以下のとおりである。

行政文書不開示決定処分の取消しを求める。

開示請求に係る行政文書を作成又は取得している。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 本件開示請求に係る対象文書等について

(1) 文書1, 文書2, 文書4及び文書10ないし文書12（諮問第94号, 同第107号, 同第115号及び同第125号ないし同第127号）について

ア 本件開示請求は、文書1, 文書2, 文書4及び文書10ないし文書12についてなされたものである。

本件開示請求については窓口において、当該請求に係る行政文書を保有していない旨を教示した上で、請求内容の変更等の意思の有無を確認し、補正を依頼したが応じなかったものである。

そのことから、行政文書が存在しないことによる不開示決定（処分1, 処分2, 処分4及び処分10ないし処分12）（不存在不開示）としたところ、異議申立人から、「開示請求に係る行政文書を作成又は取得している。」との理由により、処分1, 処分2, 処分4及び処分10ないし処分12の取消しを求める旨の異議申立てがされたところ。

イ 不開示決定の妥当性について

本異議申立てに係る開示請求については、当該開示請求書に記載された情報では、不存在不開示になるため、補正確認依頼を行った。

補正について、期限までに回答がなかったため、特定課職員が窓口において、平成27年5月19日から同年8月12日の間に6回請求内容の確認を窓口において、情報提供を行いつつ補正を行ったものの、やはり補正には応じなかったものである。

なお、不開示決定を行うに当たっては、平成27年10月14日に請求内容の最終確認として、別紙最終確認書を作成し、2週間の期間を設けて、補正依頼を行う（回答はなかった。）とともに、併せて、行政文書ファイル管理簿において当該請求に関連すると考えられる行政文書を検索するとともに、担当課の執務室及び倉庫内の書庫について検索を行ったが、該当する文書の存在は確認できなかったところである。

なお、本件諮問に際しては、改めて行政文書ファイルを検索するとともに、担当課の執務室及び倉庫内の書庫について検索を行ったが、該当する文書の存在は確認できなかった。

(2) 文書3（諮問第114号）について

ア 本件開示請求は、文書3についてなされたものである。

本件開示請求については窓口において、当該請求に係る行政文書を保有していない旨を教示した上で、請求内容の変更等の意思の有無を確認し、補正を依頼したが応じなかったものである。

そのことから、行政文書が存在しないことによる不開示決定（処分3）（不存在不開示）としたところ、異議申立人から、「開示請求に係る行政文書を作成又は取得している。」との理由により、処分3の取消しを求める旨の異議申立てがされたところ。

イ 不開示決定の妥当性について

本異議申立てに係る開示請求については、当該開示請求書に記載された情報では、不存在不開示になるため、補正依頼を行った。

行政文書の開示請求書の補正依頼は、「行政文書開示請求書に関する確認」として行政手続法2条6号に規定する「行政指導」に該当し、同法第4章の規定が適用される。「行政指導」は口答で行われるか書面によるかを問わず、窓口その他において直接相手方に対して行うものを含むと解されており、行政文書開示請求書に関する確認も通常は担当者が電話等の口頭で説明を加えながら行っている。また、メールや郵送等の場合は電話等による連絡がつかないなどの場合に担当者により行われているものであり、したがっていずれの場合も決裁文書は存在しないことを丁寧に説明しつつ、補正確認依頼を行ったものの、補正依頼には応じなかったものである。

補正について、期限までに回答がなかったため、特定課職員が窓口において、平成27年5月19日から同年8月12日の間に6回請求内容の確認を窓口において、情報提供を行いつつ補正を行ったものの、やはり補正には応じなかったものである。

なお、不開示決定を行うに当たっては、平成27年10月14日に請求内容の最終確認として、別紙最終確認書を作成し、2週間の期

間を設けて、補正依頼を行う（回答はなかった。）とともに、併せて、行政文書ファイル管理簿において当該請求に関連すると考えられる行政文書を検索するとともに、担当課の執務室及び倉庫内の書庫について検索を行ったが、該当する文書の存在は確認できなかったところである。

なお、本件諮問に際しては、改めて行政文書ファイルを検索するとともに、担当課の執務室及び倉庫内の書庫について検索を行ったが、該当する文書の存在は確認できなかった。

(3) 文書5, 文書6, 文書8及び文書9（諮問第118号, 同第120号, 同第123号及び同第124号）について

ア 本件開示請求は、文書5, 文書6, 文書8及び文書9についてなされたものである。

本件開示請求については窓口において、当該請求に係る行政文書を保有していない旨を教示した上で、請求内容の変更等の意思の有無を確認し、補正を依頼したが応じなかったものである。

そのことから、行政文書が存在しないことによる不開示決定（処分5, 処分6, 処分8及び処分9）（不存在不開示）としたところ、異議申立人から、「開示請求に係る行政文書を作成又は取得している。」との理由により、処分5, 処分6, 処分8及び処分9の取消しを求める旨の異議申立てがされたところ。

イ 不開示決定の妥当性について

本異議申立てに係る開示請求については、当該開示請求書に記載された情報では、不存在不開示になるため、特定課職員が窓口において、平成27年9月に請求内容の確認を窓口において、情報提供を行いつつ補正依頼を行ったものの、補正には応じなかったものである。

なお、不開示決定を行うに当たっては、平成27年10月16日に請求内容の最終確認として、別紙最終確認書を作成し、2週間の期間を設けて、補正依頼を行う（回答はなかった。）とともに、併せて、行政文書ファイル管理簿において当該請求に関連すると考えられる行政文書を検索するとともに、担当課の執務室及び倉庫内の書庫について検索を行ったが、該当する文書の存在は確認できなかったところである。

なお、本件諮問に際しては、改めて行政文書ファイルを検索するとともに、担当課の執務室及び倉庫内の書庫について検索を行ったが、該当する文書の存在は確認できなかった。

(4) 文書7（諮問第122号）について

ア 本件開示請求は、文書7についてなされたものである。

本件開示請求については窓口において、当該請求に係る行政文書を保有していない旨を教示した上で、請求内容の変更等の意思の有無を確認し、補正を依頼したが応じなかったものである。

そのことから、行政文書が存在しないことによる不開示決定（処分7）（不存在不開示）としたところ、異議申立人から、「開示請求に係る行政文書を作成又は取得している。」との理由により、処分7の取消しを求める旨の異議申立てがされたところ。

イ 不開示決定の妥当性について

本異議申立てに係る開示請求については、当該開示請求書に記載された情報では、不存在不開示になるため、補正依頼を行った。

行政文書の開示請求書の補正依頼は、「行政文書開示請求書に関する確認」として行政手続法2条6号に規定する「行政指導」に該当し、同法第4章の規定が適用される。「行政指導」は口答で行われるか書面によるかを問わず、窓口その他において直接相手方に対して行うものを含むと解されており、行政文書開示請求書に関する確認も通常は担当者が電話等の口頭で説明を加えながら行っている。また、メールや郵送等の場合は電話等による連絡がつかないなどの場合に担当者により行われているものであり、したがっていずれの場合も決裁文書は存在しないことを丁寧に説明しつつ、補正確認依頼を行ったものの、補正依頼には応じなかったものである。

なお、不開示決定を行うに当たっては、平成27年10月14日に請求内容の最終確認として、別紙最終確認書を作成し、2週間の期間を設けて、補正依頼を行う（回答はなかった。）とともに、併せて、行政文書ファイル管理簿において当該請求に関連すると考えられる行政文書を検索するとともに、担当課の執務室及び倉庫内の書庫について検索を行ったが、該当する文書の存在は確認できなかったところである。

なお、本件諮問に際しては、改めて行政文書ファイルを検索するとともに、担当課の執務室及び倉庫内の書庫について検索を行ったが、該当する文書の存在は確認できなかった。

2 原処分当たりの考え方について

以上のことから、行政文書が存在しないため、不開示決定とした原処分は妥当であり、異議申立人の主張は、根拠がなく、失当であり、認められない。

（別紙省略）

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、平成28年（行情）諮問第94号、同第107号、同第114号、同第115号、同第1

18号，同第120号及び同第122号ないし同第127号を併合し，調査審議を行った。

- ① 平成28年2月8日 諮問の受理（諮問第94号，同第107号，同第114号，同第115号，同第118号，同第120号及び同第122号ないし同第127号）
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を収受（同上）
- ③ 同年8月29日 審議（同上）
- ④ 同年9月26日 諮問第94号，同第107号，同第114号，同第115号，同第118号，同第120号及び同第122号ないし同第127号の併合並びに審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件異議申立てについて

本件開示請求は，文書1ないし文書12（本件対象文書）の開示を求めるものであり，処分庁は，本件対象文書は，不存在であるため不開示とする決定（処分1ないし処分12）をそれぞれ行った。

異議申立人は，本件対象文書を作成又は取得しているとして，原処分取消しを求めているが，諮問庁は，原処分を妥当としていることから，以下，本件対象文書の保有の有無について検討する。

2 本件対象文書の保有の有無について

(1) 当審査会事務局職員をして，諮問庁に対し，本件対象文書の保有の有無等について改めて確認させたところ，諮問庁は，別表の3欄に掲げる①ないし⑫のとおりそれぞれ説明する。

(2) 文書1ないし文書12を保有していないとする別表の3欄に掲げる①ないし⑫の諮問庁の説明に特段不自然・不合理な点は認められず，これを覆すに足る事情も認められない。

したがって，文部科学省において，本件対象文書を保有しているとは認められない。

3 本件各不開示決定の妥当性について

以上のことから，本件対象文書につき，これを保有していないとして不開示とした各決定については，文部科学省において本件対象文書を保有しているとは認められず，妥当であると判断した。

(第5部会)

委員 南野 聡，委員 椿 慎美，委員 山田 洋

別表

1 本件対象文書		2 原処分の日付及び 文書番号		3 諮問庁の説明
番号	名称	番号	日付及び 文書番号	
文書1 (諮問 第94 号)	課長が情報 公開請求者 に夜の0時 にFAXを 送ることを 認めたこと がわかる文 書H27年 度(特定課 分)	処分1	平成27 年10月 30日付 け27受 文科初第 224号	① 文書1は、夜の0時に開示 請求者へ特定課からのFAX を送ることを特定課長が認め た文書であると考えられる。 特定課では、職員がFAX を送信することについて課長 に口頭で了承を得ることはあ っても、文書によって了承を 得ることまではしていないた め、文書1を作成することは ない。 したがって、文部科学省に おいて文書1を保有していな い。
文書2 (諮問 第10 7号)	開示請求者 との面談を しない理由 がわかる文 書(特定課 分)	処分2	平成27 年10月 30日付 け27受 文科初第 2239 号	② 開示請求者と特定課職員が これまで何度も面談を行って きた中で特定課職員に他の業 務があり面談を行えなかった ことがあったことから、文書 2は、特定課職員が開示請求 者と面談を行わなかった理由 を記載した文書であると考え られる。 特定課では、開示請求者と 可能な限り柔軟かつ適切な面 談の対応に努めているところ 、特定課職員が他の業務に より面談できなかつたとして もその理由を文書にすること はないため、文書2を作成す ることではない。

				したがって、文部科学省において文書2を保有していない。
文書3 (諮問 第11 4号)	H26年度 行政文書開 示請求の補 正について (依頼)に 係わる決裁 文書	処分3	平成27 年10月 30日付 け26受 文科初第 3942 号	③ 決裁の承認を得る必要がある文書について文部科学省本省内部部局文書決裁規則(以下「決裁規則」という。)を定めているが、開示請求書の補正依頼に係る文書に関しては、決裁規則に特段の定めがなく、理由説明書(第3の1(2)イ)のとおり手続を行っていることから、特段の事情がある場合を除き、開示請求書の補正を求めることやその内容について起案をして決裁を受けることはしていない。 平成26年度において決裁を受けた上で開示請求書の補正を求めた例はないが、念のため、文部科学省内の書庫・ロッカー等を探索したものの、文書3の存在は確認できなかった。 したがって、文部科学省において文書3を保有していない。
文書4 (諮問 第11 5号)	行政文書フ ァイル管理 簿を提示す ることをし ないことを 課長が決裁 したことが わかる文書 (特定課 分)	処分4	平成27 年10月 30日付 け26受 文科初第 3944 号	④ 文書4の「行政文書ファイル管理簿を提示することをしないこと」が何を示しているか定かではないが、行政文書ファイル管理簿は、文部科学省行政文書管理規則19条2項及び3項によって、あらかじめ定めた事務所に備えて一般の閲覧に供するとともに、インターネットで公表しなけ

				<p>ればならないと規定されていることから、行政文書ファイル管理簿の一般の閲覧及び公表について、課長が決裁することはない。</p> <p>したがって、文部科学省において文書4を保有していない。</p>
<p>文書5 (諮問 第118号)</p>	<p>H27年度 開示請求人 との面談記 録(特定課 に対する開 示請求)</p>	<p>処分5</p>	<p>平成27 年10月 30日付 け27受 文科初第 2213 号</p>	<p>⑤ 特定課では、開示請求者との面談の際に質問・相談等の内容をその場でメモし、口頭で回答を行うことはあっても、対応(回答)後には当該メモを廃棄しているため、文書5を作成することはない。</p> <p>諮問後、念のため文部科学省内の書庫・ロッカー等を探索したが、文書5に該当する文書は発見できなかった。</p> <p>したがって、文部科学省において文書5を保有していない。</p>
<p>文書6 (諮問 第120号)</p>	<p>特定課職員 の肖像権の 定義 それ を根拠とし て開示請求 人の面接記 録作成を制 限する発言 をしたこと を示す文書 (特定課に 対する開示 請求)</p>	<p>処分6</p>	<p>平成27 年10月 30日付 け27受 文科初第 2217 号</p>	<p>⑥ 文書6は、開示請求者との面談における(i)特定課職員の肖像権の定義に係る発言を記載している文書及び(ii)開示請求者が作成している面接記録の作成を制限する特定職員の発言を記載している文書であると考えられる。</p> <p>開示請求者は以前から面談時に職員の容貌等を職員に事前に断ることなく撮影していたため、写真撮影をする場合は撮影前に職員の上承を得て欲しいと要請したところ、「職員を写真撮影することに</p>

				<p>何故問題があるのか」といった質問があったため「職員には肖像権があるのではないのか」と説明をした。</p> <p>その後、開示請求者が本件開示請求を行ったことから、(i)は「職員には肖像権があるのではないのか」との説明に係るものであると考えられるが、当該説明は、対応した職員が開示請求者からの質問に対して、一般的に考えられる内容を口頭で伝えたものであって、(i)に該当する文書を根拠に伝えたものではない。</p> <p>なお、特定課職員が(ii)のような発言をした事実はないため、(ii)に該当する文書も作成していない。</p> <p>したがって、文部科学省において文書6を保有していない。</p>
文書7 (諮問 第12 2号)	H27年度 特定課の情 報公開担当 の特定職員 が作成した 補正依頼文 書(課長が 決裁したこ とがわかる 文書)(特定 課に対する 開示請求)	処分7	平成27 年10月 30日付 け27受 文科初第 2220 号	<p>⑦ 文書7は、特定職員が作成した平成27年度の開示請求書の補正依頼に係る文書を特定課長が決裁した文書であると考えられる。</p> <p>上記③において説明したとおり、特段の事情がある場合を除き、開示請求書の補正を求めることやその内容について起案をして決裁を受けることはしていない。</p> <p>平成27年度において決裁を受けた上で開示請求書の補正を求めた例はないが、念のため、文部科学省内の書庫・</p>

				ロッカー等を探索したものの、文書7の存在は確認できなかった。 したがって、文部科学省において文書7を保有していない。
文書8 (諮問 第123号)	特定課情報公開担当の特定職員が主張されている特定職員が写真撮影を拒否することができる根拠がわかる文書(特定課に対する開示請求)	処分8	平成27年10月30日付け27受文科初第2221号	⑧ 文書8は、上記⑥において説明した文書6の(i)と同じ文書であると考えられる。 したがって、文部科学省において文書8を保有していない。
文書9 (諮問 第124号)	H27年度特定課の情報公開担当の特定職員が課長に報告した開示請求人、特定職員の発言がわかる文書(特定課に対する開示請求)	処分9	平成27年10月30日付け27受文科初第2222号	⑨ 文書9は、平成27年度に特定課の特定職員と開示請求者が面談した際の双方の発言内容を特定課長に報告した文書であると考えられる。 特定課長への特定課職員と開示請求者の面談における発言内容の報告は、口頭で行うことが通例であり、文書による報告を義務付ける規定はない。 諮問後、念のため文部科学省内の書庫・ロッカー等を探索したが、文書9に該当する文書は発見できなかった。 したがって、文部科学省において文書9を保有していない。
文書1	補正文書を	処分1	平成27	⑩ 特定課では、職員がFAX

0 (諮 問 第 1 2 5 号)	夜の 0 時に F A X する ことを課長 に報告した 文書 (特 定 課分)	0	年 1 0 月 3 0 日 付 け 2 7 受 文 科 初 第 2 2 3 6 号	を送信したことを課長に口頭 で報告することはあっても、 文書によって報告することま ではしていないため、文書 1 0 を作成することはない。 したがって、文部科学省に おいて文書 1 0 を保有してい ない。
文 書 1 1 (諮 問 第 1 2 6 号)	F A X の 送 付 記 録 H 2 6 年 度 (特 定 課 分)	処 分 1 1	平 成 2 7 年 1 0 月 3 0 日 付 け 2 7 受 文 科 初 第 2 2 3 7 号	⑪ 特定課では職員が F A X を 送信した記録を文書にする慣 行はなく、文書にすることを 義務付ける規定もないため、 文書 1 1 を作成することはない。 開示請求者は F A X を送信 した際に F A X 機器本体が自 動的に作成している送受信記 録の開示を求めているとも考 えられるが、当該送受信記録 は F A X 機器本体が自動的に 作成しているものであって、 職員が組織的に用いるために 作成したものではないことから 行政文書には該当しない。 諮問後、念のため文部科学 省内の書庫・ロッカー等を探 索したが、文書 1 1 に該当す る文書は発見できなかった。 したがって、文部科学省に おいて文書 1 1 を保有してい ない。
文 書 1 2 (諮 問 第 1 2 7 号)	課長に別紙 補正書の内 容を説明し た文書 (別 紙の表紙を 添付する) (特 定 課	処 分 1 2	平 成 2 7 年 1 0 月 3 0 日 付 け 2 7 受 文 科 初 第 2 2 3 8 号	⑫ 文書 1 2 は、特定課長に特 定の補正書の内容を説明した 際に使用した補正書以外の文 書であると考えられる。 補正書の内容を特定課長に 説明する場合、当該補正書を 用いて説明することが通例で

	分)			<p>あり，補正書以外の文書による説明を義務付ける規定はない。</p> <p> 諮問後，念のため文部科学省内の書庫・ロッカー等を探索したが，文書12に該当する文書は発見できなかった。</p> <p> したがって，文部科学省において文書12を保有していない。</p>
--	----	--	--	--